

福岡高等裁判所 平成30年(ラ)第135号 玄海原発再稼働禁止仮処分申立却下
決定に対する即時抗告事件

(原審・佐賀地方裁判所平成29年(ヨ)第2号)

決 定 要 旨

【決定日】令和元年9月25日

【抗告人(原審債権者)】長谷川照ほか70名

【相手方(原審債務者)】九州電力株式会社

【担当裁判官】福岡高等裁判所第5民事部 裁判長裁判官 山之内紀行(やまのうち
のりゆき), 裁判官 川崎聡子(かわさき さとこ), 裁判官 矢崎豊(やざき ゆ
たか)

【主文】

- 1 本件各抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

【要旨】

第1 事案の概要

本件は、抗告人らを含む原審債権者らが、人格権に基づき、相手方(原審債務者)が設置している玄海原子力発電所3号機及び4号機(本件各原子炉施設)の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申し立てた事案である。

本件の争点は、①新規規制基準の合理性(争点(1))、②本件各原子炉施設の耐震安全性に関する基準地震動策定の合理性(争点(2))、③本件各原子炉施設における火山事象による重大事故発生 of 具体的危険性の有無(争点(3))、④本件各原子炉施設におけるテロリズム対策の合理性(争点(4))、⑤本件各原子炉施設にお

る重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故(重大事故等)対策の合理性(争点(5))及び⑥本件各原子炉施設に係る防災計画の合理性(争点(6))であるところ、原審は、これらの争点に関する原審債権者らの主張をいずれも排斥し、相手方が本件各原子炉施設を運転することにより、原審債権者らの人格権を侵害するおそれがあるとは認められず、本件各申立てに係る被保全権利があるということではできないと判断して、原審債権者らの申立てをいずれも却下したところ、抗告人らが本件即時抗告を申し立てた。

第2 当裁判所の判断

1 司法審査の在り方及び主張疎明責任について

- (1) 人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転の差止めを求める本件各申立てにおいては、本件各原子炉施設につき安全性に欠けるところがあり、その運転等に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在することについて、抗告人らが疎明の責任を負うべきものと解される。

もっとも、当該発電用原子炉施設の安全審査に関する資料や科学的、専門技術的知見は、発電用原子炉施設の設置者である相手方が十分に保持しているのが通常であることなどに照らせば、まず、相手方の側において、その発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被ばくにより抗告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的な危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要がある。これに対し、抗告人らは、相手方の上記の主張、疎明を妨げる主張、疎明(いわゆる反証)を行うことができ、相手方が上記の点について自ら必要な主張、疎明を尽くさず、又は抗告人らの上記の主張、疎明(いわゆる反証)の結果として相手方の主張、疎明が尽くされない場合は、上記の具体的な危険の存在が事実上推定される。

- (2) そして、相手方が設置及び運転する発電用原子炉施設が改正原子炉等規制法

に基づく原子炉設定変更許可等を通じて新規制基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、改正原子力規制法等の趣旨に照らし、相手方は、上記主張、疎明に代え、新規制基準に不合理な点がないこと並びに当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することができる。これに対し、抗告人らは、相手方の上記の主張、疎明を妨げる主張、疎明（いわゆる反証）を行うことができ、相手方が上記の点について自ら必要な主張、疎明を尽くさず、又は抗告人らの上記の主張、疎明（いわゆる反証）の結果として相手方の主張、疎明が尽くされない場合は、新規制基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されるものというべきである。そして、上記の場合には、相手方は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、抗告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的な危険が存在しないことを主張、疎明しなければならないというべきである。

2 争点(1)（新規制基準の合理性）について

抗告人らの指摘を踏まえても、新規制基準は合理的なものと認められる。

3 争点(2)（本件各原子炉施設の耐震安全性に関する基準地震動策定の合理性）について

抗告人らの主張、疎明を踏まえても、相手方が策定した本件各原子炉施設の基準地震動が合理性を欠くものとして、本件各原子炉施設の運転に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在するとは認められない。

4 争点(3)（本件各原子炉施設における火山事象による重大事故発生の具体的な危険

性の有無) について

(1) 立地評価の適否

ア 原子力規制委員会の審査基準の合理性

原子力規制委員会が本件各原子炉施設について火山の影響に対する安全性の審査に当たり参照した「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(火山ガイド)の判断枠組み及び内容は、基本的には合理性を有するというべきである。

巨大噴火は、ひとたび発生すれば、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、その発生の可能性は低頻度な現象であって、現在の火山学の知見に照らし合わせて考えた場合には運用期間中に巨大噴火が発生する可能性が全くないとは言い切れないものの、これを想定した法規制や防災対策は、原子力安全規制以外の分野においては行われていないのが実情であり、このことは、巨大噴火の発生可能性が上記のような抽象的なものにとどまる限り、法規制や防災対策においてこれを想定しないことを容認するという社会通念の反映とみることができる。そうすると、原子力安全規制に関する現行法制度の下においても、巨大噴火の発生可能性が全くないと言い切れない限り、これを自然災害として想定すべきであるとの立法政策がとられていると解することはできない。

したがって、巨大噴火については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、発電用原子炉施設の安全性確保の上で自然災害として想定しなくても、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということとはできないし、そのように解しても、本件改正後の原子炉等規制法の趣旨に反するということもできない。これを火山の影響に係る立地評価の基準についていえば、当該発電用原子炉施設の運用期間中にそのような巨大噴火が発生する可能性が相当の根拠をもって示されない限り、立地不適としなくても、原子炉等規制法や設置許可基準規則6条1項の趣旨に反

するということとはできないというべきである。

火山ガイドの定めは、以上の観点に基づいて解釈すべきであり、本件各原子炉施設における火山事象に対する安全性の評価に関する原子力規制委員会の審査の合理性についても、以上を踏まえて検討するのが相当である。

イ 原子力規制委員会の基準適合性判断の合理性

相手方が火山影響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれる5つのカルデラ火山（阿蘇，始良，加久藤・小林，阿多及び鬼界。本件5カルデラ火山）については、地下10km以浅に巨大噴火を引き起こすような大規模なマグマ溜まりは存在しないものと合理的に推認することができ、本件各原子炉施設の運用期間中に巨大噴火が生じる可能性が相応の根拠をもって示されているとはいえないから、上記カルデラ火山との関係で立地不適としなくても本件各原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということとはできず、また、その余の火山について設計対応不可能な火山事象が本件原子炉施設敷地に到達する可能性はないとした評価も不合理な点は見当たらないから、本件各原子炉施設が火山の影響に対する安全性の確保の観点から立地不適と考えられないとした原子力規制委員会の判断が結論において不合理であるということとはできない。

(2) 環境評価の適否

ア 火山ガイドのうち影響評価に関する部分の合理性

火山ガイドのうち影響評価に関する部分の定めは、降下火砕物等の影響の特徴を踏まえた発電用原子炉施設の安全性確保の基準を定めたものとして、合理性を有するというべきである。

イ 原子力規制委員会の基準適合性判断の合理性

(ア) 本件5カルデラ火山については、いずれも本件各原子炉施設の運用期間中に、巨大噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されているということとはできないから、相手方が、本件5カルデラ火山については、現在

の各噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を考慮し、その余の火山については、各火山の既往最大規模の噴火を考慮して、それぞれ本件各原子炉施設への火山事象の影響を評価し、降下火砕物については、過去最も影響が大きかった約5万年前の九重第1噴火を想定して、本件各原子炉施設において考慮すべき降下火砕物の最大層厚を10cmと評価したことが、火山ガイドに反し不合理であるということとはできない。

(イ) 抗告人らは、原子力規制委員会に設置された「降下火砕物の影響評価に関する検討チーム」における検討結果を踏まえると、本件各原子炉施設の降下火砕物の影響評価は不十分である旨主張する。

しかしながら、本件各原子炉施設において、降灰継続時間を24時間、降下火砕物の最大層厚を10cmと設定した気中降下火砕物濃度は、約3.8g/m³と試算されているところ、相手方は、新たにフィルタコンテナを設置するなどの措置を講ずることにより、限界濃度を5.2g/m³まで向上させることができているのであり、抗告人らの主張、疎明を踏まえて検討しても、本件各原子炉施設の降下火砕物に対する影響評価は、平成29年の改正後の火山ガイド等の趣旨にも合致するものであるといえ、合理性を有するというべきである。

(3) 以上によれば、抗告人らの主張、疎明を踏まえても、相手方における火山事象に対する安全性の確保のための方策が合理性を欠くものとして、本件各原子炉施設の運転に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在するとは認められない。

5 争点(4) (本件各原子炉施設におけるテロリズム対策の合理性) について

抗告人らの主張、疎明を踏まえても、相手方のテロリズム対策が合理性を欠くものとして、本件各原子炉施設の運転に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在するとは認められない。

6 争点(5) (本件各原子炉施設における重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 (重大事故等) 対策の合理性) について

(1) 水素爆発対策の不備について

相手方が、解析から得られる反応割合を多めに補正して解析していることなどからすれば、ジルコニウム以外の金属からの水素の発生を直接考慮していないからといって、水素濃度の評価が過少にされているとは認められない。

(2) 水蒸気爆発対策について

実機において想定される溶融物を用いた大規模実験 (COTELS, FARO, KROTOS, TROI) の実験結果によっても、本件各原子炉施設において水蒸気爆発が起こる可能性は極めて小さいものと認められる。

7 争点(6) (本件各原子炉施設に係る防災計画の合理性) について

玄海地域の緊急時対応については、玄海地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針に照らし、具体的かつ合理的であると確認された上、原子力防災会議においても、上記確認結果の報告が行われ、了承されたものであり、毎年の防災訓練により、その実効性の確認が行われているものである。

また、相手方は、本件各原子炉施設において、IAEAが示す深層防護のうち、第1層から第4層までの防護階層に関する事項について、自然的立地条件に係る安全確保対策及び事故防止に係る安全確保対策を講ずるとともに、重大事故等対策を充実させており、本件各原子炉施設の安全性が疎明されていることからすれば、炉心が著しく損傷し、放射性物質の異常な放出に至る具体的な危険性があるとは認められず、そのような事態は容易に想定し難い。

以上によれば、抗告人らの主張を踏まえても、現状の防災計画等の下において相手方が本件各原子炉施設を運転等することによって、抗告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的な危険が存在するということとはできない。

8 結論

以上によれば、本件各原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、本件各原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被ばくにより原告人らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在するとは認められない。

そうすると、原告人らの相手方に対する人格権に基づく本件各原子炉施設の運転の差止めを求める本件仮処分命令の申立ては、被保全権利についての疎明を欠くことに帰するから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

以 上